

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例

上記の議案を提出する。

令和2年5月15日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金を設置したいので、この条例案を提出いたします。

青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金条例

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）により、市民生活や地域経済等に多大な影響が生じている状況のなか、皆で助け合いながら困難を克服するため、青梅市における市民生活の支援、地域経済の回復および活性化、医療提供体制の整備その他の感染症への対策を図る事業（以下「新型コロナウイルス対策助け合い事業」という。）に必要な資金に充てるため、青梅市新型コロナウイルス対策助け合い基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計の歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める。

2 新型コロナウイルス対策助け合い事業のための寄付金は、速やかに当該年度の事業資金に充てるものを除くほか、基金として積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益金は、予算に計上して、この基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、新型コロナウイルス対策助け合い事業に必要な資金に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、青梅市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。